

応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会 会員資格審査基準

応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会に入会申込みをした者に対し、以下の基準により資格を審査する。

1. 正会員および学生会員の入会資格

応用物理学会会員であって有機分子・バイオエレクトロニクスの研究に関心を有する者。

2. 分科会会員の入会資格

下記3項をすべて満たす者

- 1) 大学・高等専門学校で応用物理学に関係のある学科を専攻した者、またはこれと同等以上の学識を有すると認められる者。
- 2) 有機分子・バイオエレクトロニクスに関連する研究、社会への応用、教育、普及等に関し、本会の事業に参加し、または本会の発展に寄与しうる者。
- 3) 原則として、本分科会会員または応用物理学会正会員のうち一般会員、シニア会員、終身会員、功労会員、名誉会員の中から1名により入会が適当であると認められ、紹介された者。

1990年10月16日	応用物理学会	有機分子・バイオエレクトロニクス分科会
2013年11月15日	理事会承認	
2015年11月2日	第1条 改正	総務担当理事承認